

種類	自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
作成方法	本人が遺言の全文・日付（年・月・日）・氏名等を書き押印（認印可でも、実印が望ましい）する ※本文は自筆のみ ※財産目録はパソコン等で作成可能	本人が口述し、公証人が筆記する	本人が遺言書に署名押印の後、遺言書を封じ同じ印で封印する。公証人の前で本人が住所氏名を記す。公証人が日付などを記入する。 ※パソコン等で作成可、代筆可
場所	自由	公証役場	公証役場
証人	不要	証人2人以上	証人2人以上
署名押印	本人	本人、公証人、証人	本人、公証人、証人
家庭裁判所の検認	必要（法務局で保管の場合は不要）	不要	必要
長所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作成が簡単</li> <li>・遺言した事実も内容も秘密にできる</li> <li>・法務局で保管できる（3,900円）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公証人が作成するので安全確実</li> <li>・原本を公証人が保管するので紛失や改ざんの心配がない</li> <li>・検認不要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺言の存在は明確にして、内容は秘密にできる</li> <li>・改ざんの心配なし。</li> </ul>
短所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紛失や改ざんの心配がある</li> <li>・方式が不備だったり、内容が不完全なことがある</li> <li>・検認必要（法務局で保管以外）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手続きが煩雑</li> <li>・遺言の存在と内容を秘密にできない</li> <li>・費用がかかる</li> <li>・証人必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手続きがやや面倒</li> <li>・内容が秘密なので紛争が起きることがある</li> <li>・証人及び検認必要</li> </ul>

自筆証書遺言は本人の所轄する法務局で保管でき、相続発生後は各相続人の所轄する法務局で確認できます